

公立鳥取環境大学大学院担当教員資格審査に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院担当教員資格審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の請求)

第2条 研究科長は、資格審査の必要が生じたときは、学長に資格審査の請求を行うものとする。

(資格審査委員会)

第3条 学長は、前条による審査の請求があった場合、資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者で組織する。

(1) 研究科長

(2) 領域主任

(3) 学長が指名する領域毎の研究指導を担当できる教授 各1名

3 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員の中から指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じ学内外の有識者による評価を求め、審議の参考にすることができる。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資格審査書類等)

第4条 資格審査を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる資格審査書類等を委員長に提出しなければならない。

(1) 学歴、職歴その他経歴を記載した書類（個人調書）

(2) 教育研究業績を記載した書類（教育研究業績書）

(3) 授業科目の講義等の内容

(4) 担当する研究指導及び授業領域に関連する学術的著書又は専門的論文等

(資格審査基準)

第5条 授業科目担当教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する分野に関し高度な教育研究上の指導能力が有ると認められる者とする。

(1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

- (2) 研究上の業績が前号の者と同等以上と認められる者
 - (3) 芸術等特定の分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 研究指導担当教員は、授業科目担当資格を持つ教員の中から、委員会が研究指導担当となるにふさわしいと認めた者とする。
 - 3 委員会は、審査結果を学長に報告する。

(資格の認定)

第 6 条 資格の認定は、委員会の報告を基に人事委員会の議を経て学長が行う。

(資格審査の省略)

第 7 条 前条までの規定にかかわらず、過去の資格審査（大学設置・学校法人審議会による審査を含む。）において研究指導、授業科目を担当することが認定されている場合の審査は、省略することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課が行う。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年規程第 1 9 号）

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規程第 3 2 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。